

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	3-2
許認可等の種類	伝染性疾病の療養のための公衆浴場の許可			
根拠法令条例等・条項	公衆浴場法第4条			
許認可等の概要	伝染性疾病の療養を目的とする公衆浴場の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号3-1「公衆浴場の経営許可」に掲げる審査基準に同じ。[既出] ・ 温泉を使用する公衆浴場にあつては、その温泉が法第4条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられていること。 ・ 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場にあつては、患者用の入浴施設が別に設けられていること。[以上、公衆浴場法施行規則] 			
基準の制定根拠	・ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日間			
期間の制定根拠	—			